

2021年11月26日

玉野市長

柴田義朗様

日本共産党玉野市委員会

委員長 井上 素子

日本共産党玉野市議団

団長 松田達雄

細川 健一

2022年度玉野市予算編成にあたっての要望書

貴職におかれましては、平素より市民の暮らしと福祉・教育の充実に向けてご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

「アベノミクス」と消費税 10%増税で地域経済が冷え込む中、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大で市民の命と暮らしが脅かされ、雇用・営業の縮小、経済の悪化が深刻になっています。貧困と格差が一層拡大し、非正規の女性、若者を中心に生活困窮がすすみ、コロナ禍から市民の命と暮らし、地域経済を守ることは市政の最重要課題となっています。

また、本市の基幹産業である三井 E&S 玉野事業所での商船建造からの撤退、艦艇事業の売却等の経営再建策が、地域の雇用・経済に重大な影響を与えかねない問題となっています。本市での商船・艦艇建造の継続による「造船の灯を守る」ために、市を挙げた最大限の取組が求められています。

岸田新政権は「新しい政治」「国民の声を聴く政治」を標榜していましたが、沖縄辺野古新基地建設を推進する強権的な政治、石炭火力発電に依存するなど気候危機に対する無責任な対応、9 条改憲など憲法改定に固執する姿勢など、安倍・菅政治の継承であることが明瞭になってきています。今、求められているのは、大企業優遇の政治から国民生活優先の政治へ転換し、消費税の減税、大幅な賃上げ、社会保障の拡充とコロナ対策を強化することです。

本来、地方自治体は「住民の福祉の増進を図ること」に軸足を置いた施策を推進する責務があります。来年度予算編成にあたり、「市民が主役」の原点に立ち、次の要望事項の実現に向けてご尽力くださいますよう強く要望いたします。

記

【緊急に取り組むべき重要課題】

1. 「第6波」感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
 - ① ワクチン接種を安全、迅速にすすめるとともに、国の責任で大規模・頻回・無料のPCR検査を行い、感染の火種を見つけ、リバウンドが起きない対策を講ずるよう国に要請すること。
 - ② 3回目のワクチン接種にあたり、前回接種と同様に玉野市民病院・医療センターでの土・日の接種体制を確立すること。
 - ③ 「原則自宅療養」の方針を撤回し、コロナ病床の拡充、臨時の医療施設の増設など体制強化を図るとともに、医療機関への支援強化を国・県に要請すること。
 - ④ 市民病院・医療センターにおいても、感染拡大に備えた医療体制の充実を図ること。
 - ⑤ コロナ危機で痛んだ暮らしと営業への保障と支援のため、中小企業、個人事業主、フリーランスに持続化給付金・家賃支援給付金を再支給するとともに、収入が減少した家計や生活が困窮している世帯への支援・支給を国の責任で実施するよう、国に要請すること。また、国が実施するコロナ危機により減収となった市民への国保料、介護保険料等の減免とともに、市としても独自に減免制度を拡充すること。
 - ⑥ 学校、幼稚園、保育所、学童保育などでのコロナ感染対策を強化し、行政検査と定期検査を実施し、感染拡大を防止すること。
2. 三井E&Sホールディングスに対して、玉野事業所での商船建造、三菱重工による艦艇建造を継続し、関連企業を含めた従業員の雇用を守り、地域経済への社会的責任を果たすよう、強く申し入れること。市内経済団体等と協力し、市を挙げて強力に働きかけること。旧三井造船の創業の地、玉野

での「造船の灯」を守ることが将来的にも企業の健全発展にとって重要であることを訴え取り組むこと。

3. 各市民センターの窓口業務(特に交付事務等)・支所機能を復活すること。支所機能と公民館機能を兼ねる地域活性化の拠点公共施設として、市民センターを位置づけ、住民の声を聞くために、公正な市民アンケートを実施すること。
4. 住民の安全と農作物を守るため、総務部・産業振興部を中心にイノシシの捕獲量を飛躍的に増やす取り組みを強め推進すること。また、防護柵設置の補助についてはよりいっそう拡充すること。イノシシ対策担当職員体制を拡充し、地域住民との協力体制を構築し、捕獲体制の拡充を図ること。

【政策財政部】

1. 市民に負担増とサービス切り捨てを押しつけ、「痛み」を強いる欠陥ある前行財政改革方針を見直し、不要不急の施策や費用対効果の低い事業など、ムダづかいを抜本的に改め、市民のセーフティネットを守り、市民参加で市民の合意が得られる住民本位の行財政改革方針に転換すること。
2. 住民本位の行財政改革を進めるため、全職員の英知を結集して、諸施策、諸事務事業を洗い出し、全職員の意識改革とともに共通認識とし、毎年ボトムアップで財政体質を改善する行財政改革をすすめること。
3. 職員提案制度を創設し、職員が匿名での意見提出ができるようにすること。
4. 中心市街地活性化事業について、国の補助金約 1 億円を受けて開業 1 年半で倒産した飲食企業の原因究明を行い、教訓を明らかにすること。瀬戸内国際芸術祭、シティーセールスなどの事業費の大幅な見直し、削減をすすめること。
5. 地方税・国保料などの徴収は、徴収法基本通達を生かし、国税徴収法の要件に合致する市民には「執行停止」を実施するなど、「納税緩和措置」を活用するよう窓口での案内を徹底し、生活困窮者への強権的な徴収は改善すること。
6. 岡山市町村税整理組合・岡山県滞納整理推進機構への移管は、直接市民と話し合いをして合意の確認をとった後に、負担能力が十分あるにもかかわらず

わらず意識的に滞納している場合に限ること。税整理組合・滞納整理推進機構の人権無視の徴収行政を改めるよう要請すること。

7. 市税や公共料金の値上げをやめ、減免制度を拡充すること。特に生活困窮者の固定資産税を減免すること。
8. 小規模工事等契約希望者登録制度を市内・市内中小零細業者に周知徹底し、制度を十分に生かすこと。
9. 地域内循環型の地域経済振興をすすめるため、「玉野市地元企業優先発注等に係る実施方針」を実効あるものにすること。
10. 政府の鋳型にそった地方創生・地方版総合戦略ではなく、自主的、総合的視点から見直し、先進事例に学び、実効ある地域社会の再生計画にすること。
11. 「たまの版生涯活躍のまち(C C R s e a)」を重点プロジェクトとして位置づけた玉野市総合計画を見直し、一部特定企業の観光・健康ビジネス開発を支援するムダづかいを止め、全市域を視野に住民参加の防災と福祉のまちづくり、つりあいのとれた地域振興に転換すること。
12. 民意に背く自民・公明政権による憲法9条改憲、「緊急事態条項」の新設に反対すること。
13. 大企業・富裕層への行き過ぎた減税をもとに戻し、応能負担を原則に適正に課税するとともに、消費税を5%に引き下げるよう国に働きかけること。
14. 「戦争への道」をつくる憲法違反の戦争法（安保法制）と、秘密保護法・共謀罪法の廃止を国に求めること。
15. 沖縄辺野古への米軍新基地建設に反対し、オスプレイの配備と低空飛行を中止するよう国に働きかけること。
16. 入札・契約制度をより透明性・競争性・客観性の高いものに改善し、公共工事や契約単価のコスト縮減をはかること。予定価格の事前公表制を維持すること。不透明なプロポーザル方式による安易な業者選定は止めること。
17. 外郭団体・第3セクター・指定管理者などの監査を実施し、代表監査の兼務はやめ、民主的で公正な監査が行なわれるように体制を強化すること。

18. 公共施設の整備計画策定にあたっては、関係住民と十分な協議を行い、「協働のまちづくり基本条例」に基づく住民参加・合意を徹底すること。
19. 市の協議会・審議会などの会議は情報公開を徹底し、市民と情報を共有するとともにパブリックコメント制度の実効性を高めること。
20. PFI方式による学校給食センター整備、市民病院建設等の公共施設整備は、情報公開を徹底し、建設費、運営費等を透明化し、最小の費用で最大の効果が得られるようにするとともに、市民への説明責任を果たすこと。
21. 宇高航路の四国急行フェリーの廃止に対し、国に対して宇高航路の再開に向け、特別の支援策を講じるよう強く求めること。
22. 定住促進策を強化し、ホームページ等による統一した定住促進広報を充実すること。
23. 国によるマイナンバー、マイナンバーカードの利用拡大及びデジタル化促進は、国が個人情報を一括管理し、収集した個人情報・データを官民供用で活用するなど、個人情報・プライバシーが侵害される監視社会につながる恐れがある。「自己情報をコントロールできる権利」を確立し、個人情報の保護を最優先する体制を強化すること。ヨーロッパ先進国のようにプライバシー侵害につながるマイナンバー制度(共通番号制度)を廃止するよう国に要請すること。また、市としてマイナンバーの提出を強要しないこと。

【総務部・消防】

1. 消防署所再編整備について、情報公開を徹底し、消防・救急現場到着時間が長くなる地域住民には、引き続き説明会を開催し、市民への説明責任を果たすこと。
2. 災害の際の避難所となる学校・園をはじめ、市庁舎などの公共施設の耐震化を優先し、財源確保を国に働きかけること。また、建物・住宅の耐震診断・耐震化対策を強め、補助制度を拡充すること。家具等の転倒防止対策の啓発を強め、補助制度を創設すること。

3. 台風、豪雨等の災害による被災者への公的支援の拡充を国に求め、市としても被災者の立場に立った、ブルーシートの無料配布など、きめ細やかな支援の拡充をすすめること。
4. 災害に強い「防災のまちづくり」を最優先課題として推進するために、自主防災の組織化、活動持続のための支援と既存組織の強化、実効性のある「ご近所助け合いネットワーク」を構築すること。災害時における要援護者への地域での支援体制を強化し、拠点避難所の備蓄品等の整備を早期に図ること。高齢者・障がい者等の福祉施設の状況を把握し、耐震化を急ぐこと。
5. 「原発ゼロ」を実現するため、原子力発電所を再稼働しないよう国に働きかけること。また、気候危機打開に向けCOP26に示された石炭火力発電の早期廃止を進め、再生可能な自然エネルギーへの転換を図るよう国に要請すること。市として「気候非常事態宣言」を行い、地球温暖化対策推進計画を策定し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」(ゼロカーボンシティ)表明自治体に相応しい実効ある取り組みを展開すること。
6. 大企業の「横暴・身勝手」を許さず、派遣・非正規労働者の不当な解雇や下請け単価の引き下げなどをさせないように行政としても厳しく対処すること。「残業代ゼロ制度」に反対し、労働者派遣法の抜本改正、ブラック企業の根絶などを国に求めること。
7. 交通弱者にとって真に機動的で便利な交通対策として、シーバス、シータクの運行路線を拡充すること。特に、バス路線が廃止された向日比、日比地区からの市役所、市民病院への直通の小型シーバス運行を拡充すること。シータク停留所は地域の要望を生かし増設すること。
8. 公契約条例を制定すること。会計年度任用職員(臨時職員)などの労働条件を改善し、時給1,500円に引きあげること。
9. 地域の公道、河川、側溝周辺の草刈り、整備・清掃などが高齢化にともない困難になっているだけに、緊急時の対応を含め、都市整備員など現業職を増員確保し、直営による整備体制を確立すること。

10. 非核三原則の法制化を国に求め、「非核平和都市宣言」を実効あるものにする
るとともに、平和行政を推進し「平和の日」を設定すること。自衛艦の見
学を中止すること。核兵器禁止条約への署名、批准を国に要請すること。
11. 地方自治・住民自治を破壊する道州制の推進や新たな市町村合併に反対す
ること。「圏域行政」を自治体に押しつけ、地方自治を壊す策動に反対し、
地方自治を守ること。
12. 女性の採用、市の管理職への女性の登用を積極的にすすめること。各種審
議会の公募枠を増やすとともに、女性委員を増員し、女性の地位向上をは
かるため男女共同参画社会をめざした諸施策を積極的に実施すること。D
V対策は、相談事業などを市民に広く知らせ、生活・住宅・就職支援を強化
すること。
13. ジェンダー平等社会への取り組みを強化すること。選択的夫婦別姓制度の
法制化を推進するよう国に要望すること。

【健康福祉部】

(1) 高齢者の人間としての尊厳を守る福祉・介護の充実のために

介護保険制度の充実のために

1. 「自助・共助・公助」の名で自己責任を押し付け、国の公的責任を後
退させ、憲法25条の生存権を否定する「社会保障制度改悪」に反対す
ること。
2. 玉野総合福祉センターから日の出の「ふれあいセンター」に社会福祉
協議会事務所の移設に伴い、福祉センターにある高齢者の入浴施設、
憩いの場や娯楽・カラオケ等の施設については、奥玉の「すこやかセン
ター」等に身の丈に合った規模で整備増設し、引き続き利用できるよ
うにすること。
3. 要介護1・2の軽度者を保険給付から外すなどの介護サービスの切り
下げをやめること。利用料・保険料の負担増を中止するよう国に強く
働きかけること。

4. 総合事業において、要支援1、2の要介護者であっても従来からの「現行相当サービス」の利用拡充を図ること。新規サービス利用希望者は要介護認定申請を原則とし、基本チェックリストへの誘導はしないこと。
5. 要介護認定調査にあたって、認定率の抑制や「自立支援型」を押しつけることなく、利用者・家族の声を十分に聴き、必要なサービス利用を阻害しない、高齢者の尊厳と権利を守る適正な運営に改めること。
6. 介護保険給付費準備基金約11億円を活用して、市独自の保険料・利用料の減免制度を拡充し、保険料を引き下げること。介護保険の国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること。国・県に減免制度の支援を要請すること。
7. 待機者ゼロに向けて、年金で入所できる特別養護老人ホームや介護施設の増設をすすめること。待機者の実態調査を毎年行い事業計画に随時反映させること。特養老人ホーム入所に際して低所得者対策を講じること。各事業所の「介護」の質を高めるための研修等を充実し、より適切な運営となるよう指導すること。
8. 介護労働者の労働条件の改善、介護の人材不足、経営難などの解決のため介護報酬引き上げを求め、保険料値上げに連動させないよう国に要求すること。
9. 介護保険に対する住民の苦情を公平に処理するため、市に苦情処理機関（オンブズパーソン）を配置すること。
10. 地域包括支援センターが高齢者を支えるための本来の目的と役割が果たせるよう市の責任を明確にし、「介護難民」をつくらない体制を強化すること。本格的な介護予防体制をとり、地域支援事業を充実させ、24時間相談体制の確立と各種相談事業の充実を図ること。また、給食サービス事業が高齢者の食生活の保障と安否確認に有効に生かされるよう拡充すること。
11. 加齢性難聴者の補聴器購入に対して補助制度を創設すること。

(1) 障がい者・難病患者の平等・社会参加を保障する福祉充実のために

1. 障害者小規模作業所の家賃・運営への補助の増額と仕事の斡旋に協力すること。また、障害者就労相談支援事業を実効あるものとし、強力な行政指導で障がい者の雇用をすすめること。A型就労支援事業所への指導、支援を強化し、雇用を守ること。
2. 障害者総合支援法の応益負担の廃止と、「65歳問題」の介護保険優先適用を廃止するよう国に働きかけること。応益負担は補助制度をつくって軽減すること。障がい者の声を聞いて、グループホーム等を増設し、地域支援事業を充実させること。
3. 在宅の重度障がい者のショートステイは市民病院でも受け入れを整えること。
4. 単県医療費公費負担制度の「改悪」——自己負担の導入、65歳を超えてからの障がい者を対象者としらないなど——を撤回するよう県に強く要請すること。関連する市の制度改悪も撤回して元にもどし、特に重度心身障害者の医療費は無料にすること。
5. 3級障害者・難病者の医療費負担軽減にむけ独自の補助制度をつくること。
6. 創設された「福祉タクシー制度」(障がい者タクシーチケット助成制度)を拡充し、障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること。特に公共施設や公園内には必ず洋式トイレを整備し、障がい者・高齢者に対応するバリアフリー化を推進し、ノンステップバス・低床バスの推進を図ること。
7. 保護者の声に応え、児童発達支援を充実し、支援施設等を拡充すること。放課後デイサービス利用料は無料にすること。

(2) 人権尊重の生活保護行政をすすめるために

1. 生活保護の改悪に反対すること。申請の権利を守り、「扶養義務の過度な強調」、窓口での水際作戦による不当なしめ出しはやめること。失業や身体の不調などの場合も生活実態をよく把握して、機械的に就労年齢を理由に排除しないこと。支給額の変更は必ず内訳と理由を示すこと。

2. 申請・相談者や受給者市民に対して、親切・丁寧に対応し、「生活保護は国民の権利」として適切に接遇すること。
3. 生活保護の基準引き下げや住宅扶助など生活保護費の削減撤回と、老齢加算の早期復活を国へ働きかけること。
4. ジェネリック薬の強制はやめ、患者と医師の判断を尊重すること。
5. 「夜間・休日医療券」を発行し緊急時にも心配なく病院に行けるようにすること。
6. 自家用車の運行は資産活用であり、過度な制限は行わないこと。

《健康づくり》

1. ヘルスアップやスイミング、ウォーキングや講演会など健康増進・保健活動を動機付けに終わらせないで、みんなで楽しい健康づくり、予防づくりのため継続できるようグループ活動の組織化など様々な援助をすること。健康づくり体操の普及推進をはかり、健康づくり先進都市をめざすこと。
2. 市民の健康づくりを総合的に推進し、保健師・栄養士の体制を拡充し、食育、保健指導の充実をはかること。「健康たまの21」計画の位置づけを強め、その実効ある推進をはかること。
3. 玉野市がん対策推進条例に基づき総合的にがん対策を推進すること。

【市民生活部】

1. 基金・黒字繰越分約8億円を活用し、1世帯1万円の国保料の引き下げを行うこと。18歳未満の子どもの均等割をゼロに軽減すること。収入が生活保護基準の1.3倍以下を基準に減免制度を拡充すること。
2. 被保険者に差別・生存権の侵害をもたらす短期保険証や資格証明書交付はやめること。

3. 国保への国庫負担金を元の45%にもどし、県の補助金を大幅に増額するよう求めること。
4. 高額療養費の受領委任払い制度の活用をすすめること。限度額認定証や食事代の減額制度などを周知徹底すること。国保法44条の窓口負担減免を実施すること。
5. 乳幼児医療費の無料制度などに対する国のペナルティーをやめるよう国に強く求めること。一般会計からその削減分に相当する国保会計への繰り入れは無条件に行うこと。
6. 子どもの医療費公費助成を拡充するよう国・県に要請し、市独自で高校卒業まで医療費無料化を実現すること。
7. 国保の検診を拡充し、市民病院での国保人間ドックを復活させること。特定検診やがん検診の受診率向上を図り、医療費分析等をもとに健康づくりの取り組みを抜本的に強化すること。
8. 後期高齢者医療制度は廃止するよう国に要請すること。75歳以上の高齢者の窓口医療費負担の2倍化を中止するよう国に働きかけること。
9. 市営の合葬墓を早期に建立すること。

《環境・ごみ問題》

10. 岡山市等とのごみ処理広域化は問題点が多く、広域化を中止し、市民参加の協議会を設置して、市単独処理を含めて見直し再検討すること。
11. ごみ処理有料化は中止し、計画的にごみ排出量削減、ごみ処理経費の削減を推進し、ごみ処理行政を抜本的に見直すこと。
12. 自力でごみが出せない高齢者・障がい者への「ごみ出し支援」・戸別回収等の対策を講じること。
13. ごみの減量化・再資源化のためにも徹底した分別をすすめ、特に事業系ごみの適正処理と分別・減量化を強力に推進すること。

14. 「ヒ素及びその化合物」等の有害大気汚染物質及び硫黄酸化物等の大気汚染対策を強化し、製錬所等の発生源企業への指導を強め、きれいな大気を取り戻すこと。

【玉野市民病院・(市立)玉野医療センターの経営改善・改革をすすめ、

市民の願いに応える医療体制・救急体制の充実をはかること】

1. 三井病院との経営統合による地方独立行政法人化は、大きなリスクを伴うとともに、市民・議会の関与が弱まるだけに、情報公開を徹底し、市民参加の「玉野市民病院・医療センター運営協議会」(仮称)を設置すること。現状等について市民への説明会を早期に開催し説明責任を果たすこと。公正な市民アンケートを実施して市民の声を聞くこと。
2. 市民の願いに応える病院改革を実施するため、岡山大学病院等からの医師派遣、医師確保を拡充し、小児科の入院診療、周産期医療・産科診療等の再開を目指すこと。平成博愛会との業務提携による経営改善策を検証し、新病院建設計画、財政試算を公表し、市民参加の病院運営を促進すること。
3. 市民病院の経営改善は、患者の声や要望、職員の意見をよく汲み上げ、安易な患者負担、職員の労働条件の切り下げに陥らず、医師団の団結と帰属意識・経営意識を高め、医師団と看護師等のスタッフの率先した働きで病院を改革していくこと。モニター制度や患者・市民アンケートの声を生かした病院運営をすすめること。
4. 新病院建設にあたっては、建設予定地は現病院周辺用地を含め、第三者機関による建設場所の精査・再検討をおこなうこと。過度な 119 病床削減計画を見直し、高齢化に対応した適切な病床数とし、医療・介護難民をつくらない地域医療の充実を図ること。
5. 市民病院への市からの繰入金は、他市の状況も調査して適切なものに改善すること。
6. 市民病院での低医療費・無料制度を実施すること。

【建設部】

1. 水門・樋門の開閉・管理の在り方、排水ポンプ設置、排水路の整備などを全面的に見直し、強化すること。また、宇野・築港等の県管理の河川水門は、浸水防災対策を強化するよう県に強く働きかけること。
2. 老朽化した市営住宅の建て替えをすすめ、修繕・補修を早期に行うこと。空き部屋への修繕は1か月以内に終え、早期に入居できる整備体制をつくること。現行の公営住宅政策を抜本的に見直し、地域のバランスを考慮して計画的に市営住宅の建設・増設をすすめること。
3. 既設市営住宅の駐車場を有料化しないこと。
4. 公営住宅の継承は、低所得者の追い出しにならないよう柔軟に対応すること。募集は抽選での落選回数の多い人、社会的に弱い立場の人を優先するよう見直すこと。
5. ソーラス条約による港の閉鎖については、日比港、宇野港第三突堤、宇野港第一突堤東側の新堤防への住民・釣り人等への過度な立ち入り制限を見直し、港を一層開放するよう引き続き県に申し入れること。
6. 市街化区域以外の地域で行なわれている区長・土木指導員中心の地域要求の取りまとめだけでなく、市は個別的・随時的要求についても対応するよう見直し・改善をすること。
7. 側溝整備やカーブミラー設置などの地域要望について、町内会長による要望一本化や要望書提出などを一律の要件とせず、以前のように様々な住民要望に誠実に対応し、実現をはかること。
8. 危険な空き家等を適正に管理するため、「玉野市空家等の適切な管理の促進に関する条例」をより実効性のあるものとして、積極的に取り組むこと。
9. 財政状況に見合った適正な上下水道整備を計画的にすすめ、公共下水道計画は抜本的に見直し、財政健全化を図ること。旧三井造船の下水道未接続問題を検証し、市民に説明責任を果たすこと。上下水道施設の耐震化を計画的にすすめ、下水道料金・水道料金の値上げをしないこと。
10. メガソーラー、太陽光発電所等の開発に対して、自然災害、環境破壊防止の観点から、他市の先進事例を参考に開発規制条例を設置すること。

【産業・農林振興】

1. 競輪事業の年間5億円超の利益を民間企業の儲けに提供する20年間の異常な長期包括委託は直ちに見直すこと。民間企業との適正関係を確保し、透明性を高めるためにも、市民参加のオープンな競輪事業運営検討協議会(仮称)を設置し、競輪事業の適正運営を図ること。競輪事業利益は可能な限り最大限に一般会計に繰り入れ、市民福祉の増進と市民病院建設、本庁舎耐震化等の公共施設整備に優先的につかうこと。
2. 競輪場整備に関し、従来の現金投票機(日本トーター製)を減らすことなく、キャッシュレス端末機と同程度に設置すること。主催者として市が主導的な役割を果たし、包括委託業者への指導・監督を行い、緊張ある適正な関係を構築すること。
3. TPP（環太平洋連携協定）、日米FTA（自由貿易協定）、日豪EPA（経済連携協定）には断固反対し、日本の農業を守り、食料自給率向上、食の安全、国民皆保険制度を守るよう国に申し入れること。
4. 廃止された種子法に代わり、主要農産物の種子を守る公的責任を果たすため、岡山県に対して「種子条例」を制定するよう働きかけること。
5. 地域内循環型経済対策の観点から店舗・住宅リフォーム助成制度を創設すること。
6. 地域経済と雇用を守り発展させるために、小規模企業振興基本法に基づき「玉野市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、戦略的、政策的に雇用拡大と中小商工業支援を強化し、雇用を守ること。
7. これまで通り保証協会が100%保証できるよう制度改善を国に要請し、市融資制度の拡充をはかり、中小業者の安定的な資金調達を維持すること。
8. 中小商工業の実態把握を行ない、中小零細業者の声を生かし、政策に反映するため中小業者団体懇談会をつくること。
9. 「開発条例」を「拡大運用」した、槌ヶ原地区での大型店開発計画を中止し、「歩いて買い物ができる」という地域住民の要望にこたえて小・中規模店に限定し、大型店進出を規制する「市開発条例」に見直すこと。

10. 大型店・大資本系列店の無秩序な出店を規制し、地域商店街、商店の活性化をはかること。空き店舗活用や照明、駐車場整備、高齢者への宅配支援、プレミアム商品券補助、イベント等開催、環境整備など、関係者や団体の要望を踏まえて、まちづくり・商店街振興をすすめること。
11. 若者支援対策室（係）を設置し、若者の就職・婚活支援など総合的な施策を推進するとともに、若者の雇用を守り、特に新卒者の就職は100%確保できるよう企業に要請すること。
12. 米価下落に対して、県内自治体の事例を参考に市独自の補助支援を行うこと。
13. 中小農家を農政の対象から外す農業政策ではなく、「家族で成り立つ農業」にむけて「価格補償」「所得保障」制度の確立・充実をすすめ、農家の営農意欲の向上、後継者育成につながるものにし、農業振興をはかること。耕作放棄地対策を強化すること。
14. 神登山は「生活環境保全林整備事業」として整備がすすめられ、憩いの場として市民が活用しているため、イノシシ対策を進めながら禁猟区の指定を県に求めること。
15. 開発による漁場の縮小・荒廃のすすむなかで、補償漁業でなく、海をきれいにし、環境整備を行い、養殖漁業・観光漁業など漁業の近代化・振興をはかり、後継者を育成すること。
16. 「(有)みどりの館みやま」は、市内中小商業者への影響を十分に配慮し、地産地消、地元農業振興の立場を堅持し、経営を見直すこと。
17. メルカ「玉野街づくり株式会社」の運営を一層透明化し、経営改善を図ること。テナントや入店者の意見をよく聞き、市民の買物や交流・憩いの場として発展するよう対策をとること。
18. 渋川観光駐車場の通年有料化は中止し、海水浴期間のみの有料化に戻すか、2時間まで無料にするなど見直し改善をすること。

【教育委員会】

1. 子ども一人ひとりを大切にする、感染症にも強い少人数学級の早期実現をはかるため、正規教職員の大幅増員を国・県に求めること。当面、早期に市独自で中学3年まで35人学級を拡大すること。
2. 憲法にもとづく教育行政をすすめ、「日の丸」「君が代」の押しつけを行わないこと。教育の自主性を侵す「教育振興計画」の撤回を国に求めること。
3. 教育をゆがめる「全国いっせい学力テスト」への参加をやめ、国に中止を求めること。学力テスト結果の公表はしないこと。県が独自で行う学力テストの中止を求めること。
4. 過度の競争主義、管理主義にメスを入れ、「教員評価」など行政による統制をやめ、教職員・子ども・学校の自主性を尊重すること。教員の過重負担をなくすための人的配置や仕事の改善を行うこと。
5. 「少子化」を理由に財政面を優先して、教育的配慮を欠く安易な学校の統廃合の検討や義務教育学校の試行は検討しないこと。
6. 市立学校・将来計画策定の庁内プロジェクトチーム(事務方)による検討はただちに中止し、学識経験者、学校、保護者、地域関係者、公募委員等による市民参加の検討協議会を発足させ、会議の公開など市民に開かれた協議の場を設置すること。
7. 玉野商工高校並びに玉野備南高校について、「玉野市立高校在り方検討会議」の意見を踏まえ、少子化のもと将来を展望した、市立高校のいっそうの魅力化、充実を図るため県外募集を含め、実効ある計画を策定し、取り組みを強化すること。玉野商工高校の募集定員は維持すること。
8. 子どもの貧困に対する支援を強めるため、就学援助等の経済的支援を拡充し、保護者への広報、周知を徹底すること。
9. 子ども・教職員・保護者・地域住民などが共同して一人ひとりの子どもの成長と発達を中心においた住民本位の学校づくりをすすめ、子どもの

学力保障、いじめ、暴力事件、非行や不登校対策などの取り組みを強め、豊かな教育条件の整備を確保すること。

10. スクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、子どもたちの生活改善を図るとともに、スクールカウンセラーの相談体制を拡充すること。
11. 「子どもの権利条約」を普及し、実効あるものにし、平和教育を重視すること。
12. 校園の耐震化を早期にすすめること。子どもの安全のために老朽化した学校施設は早期に改築・改修すること。
13. 需要費・備品費などの学校運営費、教育予算を大幅に増やして保護者負担の軽減をはかるとともに、PTAからの寄付・学校援助費を減らしていくこと。
14. 学校図書費を増額し、司書の正規職員化をすすめ、学校図書館を充実すること。
15. 学校給食は教育の一環として重視し、地元の食材を利用し地産地消を促進・支援すること。安全な食器の使用、給食材料などの安全性を確保し、O157などの食中毒対策を徹底すること。アレルギー対策を充実し、保冷・保温庫を設備しておいしい給食にすること。
16. 学校給食センター整備はPFI方式により民間事業者が施設建設・運営まで進めていますが、「玉野市協働のまちづくり基本条例」に基づき、市民への情報公開を徹底し、保護者、学校関係者、市民参加をもとに、学校給食運営協議会(仮称)を設置し、市民の声を反映するとともに、チェック体制を強化すること。
17. 荘内小、第二日比小における遠距離バス通学費を無料にすること。
18. 通常学級に障害をもつ子どもが在籍する場合は、支援員配置を含む複数担任制にすることをはじめ、特別支援教育は十分な体制で子どもの発達・学習を守ること。

19. 小中学校の普通教室へのエアコン設置整備が完了したが、特別教室や避難所となる体育館へのエアコン設置を早期に進めること。
20. 奨学金制度の拡充をすすめ、給付制の奨学金制度を創設すること。
21. 市立高校の施設整備、需要費、備品費など計画的に増やし、保護者負担を軽減するとともに特に入学時の負担を減らすこと。
22. 学校のトイレの総点検を行い、汚い、臭い、壊れているなどの個所はすぐに改修し、トイレを快適に使えるようにすること。
23. 各市民センターは社会教育の地域拠点として、本来の公民館活動を充実させること。
24. 図書館・中央公民館が移転整備した商業施設・メルカは、高潮被害に遭い、建築物の劣化、腐食が懸念されているだけに、宇野港土地（株）の責任で、比較的に安価にできる塩分調査の実施など耐震性能を調査し、市民の安全優先の行政を推進すること。
25. 市立図書館については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」をもとに目標を設定し、充実をはかること。サービスの質の向上に向けて市民参加の「図書館・公民館運営検討協議会」（仮称）を設置すること。
26. 中央公民館の音響を整備し、音楽会等が開催できるよう改善すること。
27. 市体育施設の指定管理者について、市民への情報公開を徹底し、サービスの質の低下や利用グループの選別等の不公正な管理運営にならないよう、チェック体制を強化するため市民参加の協議会を設置すること。また、安全で快適なスポーツ施設整備を行うこと。

《保育行政》

28. 公立保育園を守り、質の高いより良い保育に市が直接責任をもち、市内全保育園の保育士・職員の研修を充実すること。民間保育園の外部第三者会議の設置・開催と評価、保護者アンケートの実施など協定書を遵守し、市の関与を強め、保育環境や職員体制の充実を図るように指導し、子どもの最善の利益を保障する保育行政に改善すること。
29. 産休明けゼロ歳児から乳児保育、延長・休日保育、病児・障がい児保育

等の特別保育の実施園を増やし、拡充すること。年度途中の待機児ゼロを実現すること。

30. 先進市を参考に給食費の無料化を実施し、子育て支援を充実すること。
31. 認定こども園は民営化しないこと。また、認定こども園への移行は、問題点を解消し、地域の声を反映させ慎重に対応すること。
32. 学童保育の土曜日の開所を増やすこと。補助金を増額して指導員の身分保障と労働条件の改善、施設・備品等の充実を図り、施設の適切な分離・増設をすること。
33. 鉾立保育園の廃止について、地域・保護者との懇談会等を開催し、地域の理解と納得が得られるまで話し合い、本年度での廃止は延期すること。